

24 時間訪問介護看護あすか 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団誠道会が開設する24時間訪問介護看護あすか（以下「事業所」という。）が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 事業所において、事業を一体的に運営する。
- (2) 提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たって、利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供する。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たって、看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- (5) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援する とともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (6) 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者及び保健・医療・福祉サービスを提供する事業者との綿密な連携に努め、関係する市区町村、地域包括センターとも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 24時間訪問介護看護あすか

所在地 岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業の従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

各事業において、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) 計画作成責任者 1名以上（常勤・非常勤）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等を行う。
また、計画作成等において、必要なアセスメントのための訪問を行う。
- (3) オペレーター 3名以上（常勤・非常勤）
利用者からのコールを受け付け、利用者の心身の状況やコール 内容に応じて相談対応や訪問の指示を行う。事業所に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用についての相談対応、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。
- (4) 訪問介護職員 3名以上（常勤・非常勤）
- ① 定期巡回サービスを行う訪問介護員等
定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。
- ② 随時訪問サービスを提供する訪問介護員等
利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行う。
- (5) 訪問看護職員 3名以上（常勤・非常勤）
主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる。
また、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たっては訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供を行う。
- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 実情に応じた適当数
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日とする。
(2) 営業時間 24時間とする。

※事業所における窓口対応については、月曜日から土曜日（12月31日～1月3日を除く）、午前8時30分～午後5時30分とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容
- ① 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行う。
② 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行う。
③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行う。
④ 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行う。
⑤ 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行う。

(3) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供

① 主治医の指示に基づく療養上の世話及び診療の補助

② 健康状態の観察、医療処置（創傷処置、点滴管理など）、リハビリテーション、ターミナルケア等

③ 家族への療養指導、精神的支援

④ 訪問看護計画の作成と利用者への説明・同意

⑤ 医療・介護関係者との連携による総合的支援の実施

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成)

第7条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境及び家族等介護者の状況を十分に把握し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成又は変更にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得る。

(3) 作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の基準の額とする。

(2) 第9条に定める実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり50円とする。

その他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものを実費にて徴収する。

(3) 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、通常の事業の実施地域は、各務原市の区域とする。

(2) 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護について、通常の事業の実施地域は、各務原市、坂祝町、犬山市の一部（地域包括支援センター圏域における犬山北地区、犬山南地区）とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者及びその家族は、事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

（緊急時における対応方法）

第 11 条 事業を実施中に、利用者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- （2）事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（損害賠償）

第 12 条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行うものとする。

（衛生管理）

第 13 条 事業を提供する職員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

（苦情処理）

第 14 条 利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置とする。

また、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容を記録するとともに、サービスの質の向上に向けた取り組みを行うものとする。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第 15 条 利用者の個人情報は、個人情報保護法に基づき、個人情報取り扱い規程を定め、適正に管理するものとする。

事業者は、職員に対し職員である期間及び職員でなくなった後においても正当な理由なくこれら業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

ただし、行政機関、他サービス提供機関と連携する上で、その個人情報の開示が必要な場合には、利用者又はその家族からあらかじめその旨の承諾を得ておくものとする。

（合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法）

第 16 条 利用者から合鍵を預かる必要がある場合は、書面によりその取扱方法について説明した上で、合鍵を預かることに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

- （2）預かった合鍵については、使用時以外は施錠された保管庫に保管するものとする。
- （3）合鍵を紛失した場合は、速やかに利用者へ連絡を行うとともに、警察への届出等必要な措置を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する。
- ② 虐待防止のための指針を整備する。

- ③ 虐待防止のための研修会を定期的に開催する。
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第18条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- ・新規研修 採用後1ヶ月以内
- ・継続研修 年1回以上

- (2) 事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (3) その他、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団誠道会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月1日から施行する。